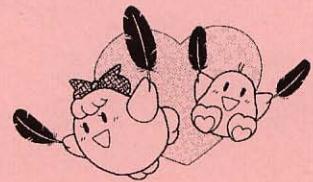


2003年6月 No.431



# 京都の福祉

発行 京都府社会福祉協議会

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375  
TEL 075-252-6291 FAX 075-252-6310

発行人 大槻 明司  
<http://www.kyoshakyo.or.jp>



支援費制度の導入で様変わりする障害者施設（写真は障害者地域活動センター乙訓の里。6.7面に関連記事）

左手に琥珀の液体の入ったジョッキーを持ち、右手に焼き鳥の串を握り締め、口にくわえて引き抜く、左手の液体を流し込む。このとき、体にまとわりついた六月の蒸し暑い空気は一瞬に消え、元気回復となる。今回は、右手に持った串に注目していただきたい。口でくわえて、引き抜く快感、焼き鳥は串に限ると実感する一瞬である。お箸で掴んでいたのでは、様にならないように感じる。

夏ばて防止の、うなぎの蒲焼は、広げた鰻に三本の串を刺して支え、タレをつけて炙り、また、タレをつけて裏返す。三本の串のおかげで、型崩れせず、姿良く丼に載って出てくるのである。

鮎もこのシーズンの魚であるが、串がなければ、考えられない食材のひとつといえる。「うねり串」と言って、生き生きと見せるための串で波打たせた形にする刺し方である。扇のように一本の串を広げて使う美しい串の使い方も、目にすることが出来る。

串は焼いたり、煮たりするときの支えとしても使われ、その用途は多様である。食材の支えだけではなく、美味しさや、美しさも演出している。日本のどこにでもある竹をうまく活用した、日本人の知恵と美学の結晶といつてよい。

串は細かく小さいが、私たちの食生活の中に深く関わり、独特の食文化を生み出してきた。しかし、料理の主役ではない、縁の下の力持ちである。社会福祉協議会は、地域の特徴を生かした多様な地域福祉活動・事業展開のけん引車としての役割を持つと共に、当事者本位のやさしくてきめ細かな種々のサポートが、それを必要としている人々や家庭に、うまく届くように創出する。こんな串のような役割も担っている。

左手に琥珀の液体の入ったジョッキーを持ち、右手に焼き鳥の串を握り締め、口にくわえて引き抜く、左手の液体を流し込む。このとき、体にまとわりついた六月の蒸し暑い空気は一瞬に消え、元気回復となる。今回は、右手に持った串に注目していただきたい。口でくわえて、引き抜く快感、焼き鳥は串に限ると実感する一瞬である。お箸で掴んでいたのでは、様にならないように感じる。

夏ばて防止の、うなぎの蒲焼は、広げた鰻に三本の串を刺して支え、タレをつけて炙り、また、タレをつけて裏返す。三本の串のおかげで、型崩れせず、姿良く丼に載って出てくるのである。

鮎もこのシーズンの魚であるが、串がなければ、考えられない食材のひとつといえる。「うねり串」と言って、生き生きと見せるための串で波打たせた形にする刺し方である。扇のように一本の串を広げて使う美しい串の使い方も、目にすることが出来る。

串は焼いたり、煮たりするときの支えとしても使われ、その用途は多様である。食材の支えだけではなく、美味しさや、美しさも演出している。日本のどこにでもある竹をうまく活用した、日本人の知恵と美学の結晶といつてよい。

串は細かく小さいが、私たちの食生活の中に深く関わり、独特の食文化を生み出してきた。しかし、料理の主役ではない、縁の下の力持ちである。社会福祉協議会は、地域の特徴を生かした多様な地域福祉活動・事業展開のけん引車としての役割を持つと共に、当事者本位のやさしくてきめ細かな種々のサポートが、それを必要としている人々や家庭に、うまく届くように創出する。こんな串のような役割も担っている。

もえくわ

# 住民とともに協働して創りあげる活動計画づくりをめざして

地域福祉活動計画とは（定義）  
可能な限り多くの住民が策定の段階から主体的に関わり、住民のニーズや意見を汲み上げる手法により、住民の合意形成を得ながら、住民とともに協働して創り上げる活動計画  
「地域福祉活動計画策定の手引き（改訂版）」（京都府社協）より抜粋

京都府内では、現在、七社協が地域福祉活動計画策定に取り組んでいます。今月号では直近に策定委員会が答申を行った精華町社協と木津町社協の活動計画策定の概要をお伝えします。木津町は人口約三・六万人、精華町は約三・二万人で、ともに関西文化学術研究都市の主要区域を包含し、人口が急増しています。両社協に共通する特徴として、①人口の急増により住民の生活・福祉ニーズが多様化している、②新興住宅地では町外からの流入人口が多いうえに、若年層も多いため地域福祉への関心が低く、社協活動への理解が乏しい、③新興地域では地域への帰属意識が低いなかで、同じ町内でも生活スタイルが大きく異なっているなどが挙げられます。

## 木津町における地域福祉活動計画の特徴

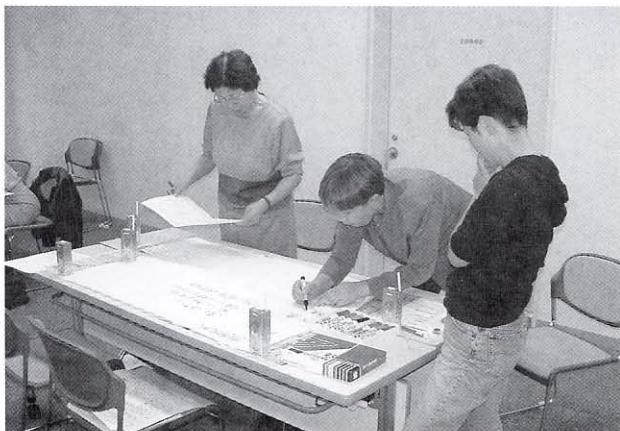
### ■ 基本理念 みんなが安心して住めるまちづくり

- 『地域健康福祉マニュアル』の作成とリーダー養成
- 『会員増強対策委員会』の設置
- 支部（活動）を基盤とした小地域健康福祉活動の推進
- 『地域健康福祉マニュアル』の作成とリーダー養成
- 会員増強対策委員会の設置

支部は昭和六十三年から結成が始まり、現在二十地区のうち十八地区で組織化されています。計画ではこの支部活動の充実を住民参加の小地域健康福祉活動の推進の大きな柱として据えています。また「ひとりの孤独者も出さない」を合言葉に高齢者や障害のある人、子どもたちを地域の「真ん中」におき地域福祉推進の積極的主体と位置づけています。

基本理念を進めるため三つの基本方針を立てています。

さらに、地域健康福祉活動として「健康づくりと福祉活動を一体のもの」として捉



精華町での作業部会の様子

える視点から、「地域健康福祉マニュアル」を作成するとともに、リーダー養成を行っています。介護保険事業については「利用者の立場に立った事業活動」をめざしています。

この計画策定の議論の中で、多くの時間が割かれた項目が会員制度についてです。現在会員加入率（世帯比率）四五%となっています。社協会員は社協組織の基礎となるものであり、会費は大きな自主財源ですが、会員数はたやすく伸びません。先に述べたように学研都市を中心とした人口増加

## 精華町における地域福祉活動計画の特徴

### ■ 基本理念 地域で共に助け合い、支え合うまちづくり

- 小地域福祉委員会（仮称）の設置
- 地域福祉リーダーの養成
- 地域特性に応じたニーズ把握と実施計画づくり

精華町社協・地域福祉活動策定委員会では、基本理念を「地域で共に助け合い、支え合うまちづくり」とした計画を策定し、社協会長に答申しました（平成十五年三月二十五日付）。基本理念を進めるために三つの基本方針をたてています。

により世帯数は増加しているため、むしろ、比率は低下してきています。そこで、「会員増強対策委員会」を設置し、会員制度のあり方について集中的に検討を行うこととしています。

- (1) 住民が主体的に参加する地域福祉活動を積極的に推進していきます。
- (2) 利用者の立場に立った在宅福祉活動

## ＜木津町・精華町の概要＞

	人口	高齢化率	会員数 (法人・賛助会員等含む)	会員加入率 (世帯比率)
木津町	35,738人	12.6%	5,505口	45.0%
精華町	31,263人	13.8%	5,694口	63.8%

(数値：木津町は平成15年3月31日現在／精華町は平成14年4月1日現在)

地域福祉のそれぞれの担い手が「支援の必要な人」を中心に連携することを目指しています。

また活動を推進する

地域福祉リーダー（地区福祉推進委員）の養成研修会を実施し、知識や技術、そして何よりもハートのある地域福祉のリーダーを育てる計画を立てています。

また策定にあたっては、作業部会を中心に素案づくりをしました。事務局長が部会長となり、社会福祉施設役職員、ボランティアなど精華町の地域福祉の最前線で活躍されているメンバーでワークショッピングなどを手法も使いながら話合いを進めました。

そのなかで、作業部会から「精華町は地域特性が大きく違うた

会（仮称）の設置です。これは從来から進めてきた小地域福祉懇談会の成果を踏まえ、現在の地区推進委員会を活性化するなかで、地域福祉の中心人物「要な人」を中心連携することを目指しています。

地域を問わず課題として挙げられました。策定委員会としては、これらの住民の生活ニーズを的確に捉え、柔軟かつ先駆的に様々な事業・活動に取り組んでいくため基本方針に従って「実施計画」を策定しています。

京都府内も各市町村社協で計画策定や改訂が進んでいます。本会では平成十四年三月に発行した「地域福祉活動計画策定の手引き（改訂版）」のなかで、「いま社協に求められている力」として（1）その人らしい生活を支援していく活動（2）住み慣れたところで暮らし続けられる地域づくり（3）主体的な住民参画にもとづく親しみのある社協づくりを挙げています。つまり地域福祉を推進するには「住民個別への支援」と「地域づくりへの支援」の両方が密接に絡み合いながら進められることが必要となってきます。

策定にあたっては住民の主体的参加を前提に推進することが重要です。例えば今回

を推進していきます。

（3）社会福祉の転換期にふさわしい町社協組織づくりをします。

め課題もそれぞれ異なる。大きく三つ程度に区分して議論してはどうか。』という意見が出され、町内を①既存地域、②昭和地域（昭和四十年代頃に開発された地域）、③学研地域の三つに分け、ニーズを捉えることにしました。既存地域では「高齢者の閉じこもり」、昭和地域では「健康への関心や不安」、学研地域では交通アクセスや公共施設の課題などがされました。一方では、「人間関係の希薄化」については、地域を問わず課題として挙げられました。

紹介した精華町では民生児童委員やボランティアを含めた住民が作業部会のなかで素案づくりの主体を担っていますし、策定委員会を市民公募している社協もあります。これが住民の合意を得る第一歩ではないでしょうか。

## 全国社会福祉協議会

# しせつの損害補償

### 社会福祉施設総合損害補償



●お問い合わせ

取扱代理店

福祉保険サービス

ホームページも御覧下さい。<http://www.fukushihoken.co.jp>

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル TEL.03-3581-4667

## 離職者支援資金貸付制度開始から一年

## 離職者支援資金貸付制度の現状と課題

長引く不況と雇用不安が続くもとで、政府は平成十二年九月、「雇用の安定確保と新産業創出をめざした「総合雇用対策」」を発表しました。その中で、失業

者の生活の安定と就業促進を図るための施策として「離職者支援資金」（以下、本資金）の創設が決定されました。本資金は、生活福祉資金制度の枠内に位置づけられ、実施主体は都道府県社協が担当することになりました。京都府においても平成十四年三月より貸付を開始し一年が経過しました。現時点での本資金の現状と課題を考えてみます。

## 1、離職者支援資金 貸付制度の現状

○貸付状況

平成十五年三月末までの全国における貸付実績（別表1）は、貸付決定件数が四、五七一件、貸付決定額は五十四億九、〇四二万七千円です。京都府での決定件数は二九五件、決定額は四億三、四五四万円。うち、京都市内は二一四件で三億三、九八一万円です。京都府内市町村はハ一件で九、四七二万円となっています。

次に借受世帯の状況です。借受世帯の大半は給与所得者の世帯です。自営業廃業者も貸付の対象にしていますが、完全に廃業しないと貸付が受けられません。しかし、多くの自営業者はチャンスがあれば現在の自営業を立て直したいとの希望を持つており、完全に廃業してしまったことに不安があり躊躇します。自営業者の方からは、収入が大きく減少したことをもって貸付の対象としてほしいとの声が出されています。申し込みのあつた自営業者の業種は、不況の影響を大きく受ける飲食業、土木建築

## ○借受世帯の状況

してもらい、府内全域での周知が必要です。

○借受世帯の状況

業 総総関係業が多いのが特徴で、  
の早期回復が求められます。

給与所得者の職種は様々ですが、大半が中小零細企業や個人事業主のもとでの雇用者です。雇用形態は必ずしも安定したものではなく、雇用保険の受給資格者も四割程度

世帯の構成員数は複数の世帯が多いですが、ひとり親世帯や単身世帯からの申し込みも少なからずあります。離職の影響による離婚等が原因でひとり親世帯や単身世帯になつた借受者も見受けられ、離職が単に収入を不安定にするだけでなく、家庭崩壊をも生み出す」とは深刻な問題です。

## 2、離職者支援資金 貸付制度の課題

貸付実績や借受世帯の状況から現時点での課題を考えてみます。

## 〔本資金の貸付条件の緩和と 給付制度の充実〕

第一は、本資金の貸付条件の緩和と給付制度の充実です。

本資金の発足にあたり、予算化された貸付原資は全国で一千億円、うち京都府は二十一億円です。貸付を開始した時点では、過去最高の失業率を背景に多くの借入申込があり、早い段階で貸付原資が枯渇するので

別表1—(1) 貸付決定状況累計(貸付開始～H15.3月末)

	全 国	京都府(京都市含む)	全国比
決定件数(件)	4,571	295	6.5%
決定金額(千円)	5,490,427	434,540	7.9%

別表1—(2) 地域別決定状況累計(貸付開始～H15.3月末)

	京都市	京都府内(京都市除く)	京都府全体
決定件数(件)	214	81	295
(割 合)	(72.5%)	(27.5%)	(100.0%)
決定金額(千円)	339,820	94,720	434,540
(割 合)	(78.2%)	(21.8%)	(100.0%)

はないかという懸念がありました。しかし、貸付決定の現状は予算化された貸付原資の規模には至っていません。考えられる理由としては①離職中に償還を前提とした貸付制度は利用しにくい②一定の条件緩和がなされたものの連帯保証人の設定が困難である③貸付対象期間を原則離職後二年以内に限定している④自営業者は完全に廃業しな

ければ貸付対象にならない等が考えられます。ストラ等自己の都合によらない場合は、本來的には雇用保険での対応が第一義的ではないかと考えます。また、病気やけがで十分に求職活動ができない人や自営業廃業者には生活保護での対応が求められます。最

低限度の生活は、給付制度での保障が必要と考えます。その上で、貸付制度が果たす役割を踏まえて本資金を運用し、連帯保証人や貸付対象期間等の条件緩和の検討が必要だと考えます。

全社協の集計資料では、借入希望者から市区町村社協へ相談後、実際に申し込み至った割合は一割強に過ぎません。申し込みにつながらなかつたケースを掘り下げ、今後の本資金の運営と離職者への新たな対策の検討につなげることも重要な課題です。

〔就労支援と個別援助の充実〕

第一は、借受世帯への就労支援と個別援助の充実です。

現時点において借入後に安定した仕事に就くことができた借受者は、かなり少ないと思われます。再就労を支援することが本資金の趣旨があるので、職業安定所等労働行政の専門機関等との連携を強めて就労支援を図ることが大切です。あわせて、厳しい求人状況を改善するためには、国、自治体の責任において雇用の創出をしっかりと行ついくことが求められます。

先に見たように、借受世帯の多くは離職

離職の理由が不況による倒産や解雇、り\_STS等自己の都合によらない場合は、本來的には雇用保険での対応が第一義的ではないかと考えます。また、病気やけがで十分に求職活動ができない人や自営業廃業者には生活保護での対応が求められます。最

低限度の生活は、給付制度での保障が必要と考えます。その上で、貸付制度が果たす役割を踏まえて本資金を運用し、連帯保証人や貸付対象期間等の条件緩和の検討が必要だと考えます。

全社協の集計資料では、借入希望者から市区町村社協へ相談後、実際に申し込み至った割合は一割強に過ぎません。申し込みにつがらなかつたケースを掘り下げ、今後の本資金の運営と離職者への新たな対策の検討につなげることも重要な課題です。

以前から不安定な生活状況にあり、離職を契機に、より一層不安定で様々な生活課題や福祉課題を抱える世帯状況に陥っています。また、今後は再就労できずに償還が困

# 勇気ある一步を支える「安心」



## ボランティア保険

わずかな保険料で、傷害部分（ボランティア自身のケガ）と、賠償責任部分（活動中他人の身体・財物に損害を与えたとき）が補償されます。

保険料一名につき

Aプラン 300円 Bプラン 500円

## ボランティア・福祉活動等行事保険

### 福祉事業総合補償制度

## まごころワイド

問合わせ・申込先

もあります

(福) 京都府社会福祉協議会

京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375  
TEL 075-252-6295

### 運営体制の充実強化

第三は、本貸付制度の運営体制の充実強化です。

本資金の実施主体は都道府県社協で、直接の相談援助窓口は市町村社協が担っています。運営に係る事務費は貸付利子の収入と補助金で賄うこととなっています。しかし、将来にわたり安定的に利子収入が得られるかどうかは難しい問題であり、また本資金制度の性格上有利子が適当かどうかの問題もあります。本貸付制度を安定的に運営するためには、都道府県、市町村社協への事務費補助金の確保と充実が重要な課題となります。

# ケア計画を作成するケアマネージャーが必要

## —制度の実施前にアンケート調査—

身体障害者（児）及び知的障害者（児）の福祉サービスの新たな利用の仕組み「支援費制度」が、平成十五年四月から実施され一ヶ月が経過しました。そこで今号は長岡市にある「乙訓福祉会（総括事業長 名倉淑子さん）」をお訪ねし、支援費制度への対応と課題を取り上げさせていただきました。

支援費制度は、障害者の自己決定を尊重し、障害者自らがサービスを選択し、サービスを利用する仕組みです。

制度は、高齢者の介護保険のように、一定の自己負担とともに、どんなサービスを受けるか、どの事業者を使うかを障害者自身が選べるようになります。

乙訓福祉会では支援費制度の移行に先がけて平成十四年に利用者と家族にアンケート調査を実施しました。

アンケートでは、支援費制度の周知度を探るとともに、乙訓福祉会の現行の活動、サービス、待遇の評価を尋ねるとともに、



ハイツ竹とんぼ



■障害者地域活動センター乙訓の里

探るとともに、乙訓福祉会の現行の活動、サービス、待遇の評価を尋ねるとともに、希望される新たなサービスを探るなどの目的があります。アンケートの結果は現在最終の集計中ですが支援費制度導入における地域生活支援への体制づくりに生かされました。

また、こうしたアンケートは施設にとっても初の試みで、副産物として乙訓福祉会の開設から十二年間の実績を利用者と家族から直接に評価を確認することになりましたようでした。

制度導入後の乙訓福祉会において実施の事業を紹介します。

### ■障害者地域活動センター乙訓の里

一九九〇（平成二）年十月開設  
（旧・共同作業所開設一九七八年）

身体障害者通所授産施設——本年四月に、前「乙訓の里」を改称

・重症心身障害者を含む重度の身体障害のある方の地域活動の拠点（定員20／現員22）

・全利用者が、障害程度区分Aの見込み  
■障害者地域活動センター乙訓楽苑

一九九〇（平成二）年十月開設

知的障害者通所更生施設——本年四月に、前「乙訓学園」を改称

・重い知的障害のある方の地域活動の拠点（定員30）

・全利用者が、障害程度区分Aの見込み



名倉淑子 総括事業長



# はーとふる通信 Vol.20

## 「経済的虐待を受けている高齢者への支援について」

### 「ひとり暮らしの男性Jさん」

### 「弟が訪ねてきたことから…」

Jさんは六十代の男性でひとり暮らしをされています。

身体状況は、要介護度2で軽度の痴呆があります。三十代の時に脳卒中で倒れ、左半身麻痺、言語障害、歩行困難が残っています。車椅子を利用して生活しています。

家族構成は、六人兄弟の次男であり、脳卒中で倒れてからは長男に面倒を見てもらっていたそうですが、数年前に長男が亡くなられたため、ひとりで暮らすようになったそうです。長男以外の兄弟との関係は良くないようです。

主な福祉サービスの利用としては、ホームヘルプサービス（家事援助）を週三回、デイサービスに週一回通っています。

ホームヘルプサービスでは、ヘルパーさんと買い物や銀行へ一緒に行ったり、ご飯を作つてもらつたり、掃除をしてもらい、非常に良好な関係の中で支援が行われているようです。また、デイサービスについてもカレンダーをめくりながら、非常に楽しみて待つておられることがあります。

また、近隣との関係は、ゴミを出してくれる方や、時々様子を見に来てくれる方がいて比較的良好なようです。生活状況としては、これまで家業の手伝いやいろいろな職業を転々としてきましたが、現在は無職で生活保護費、障害年金を受給して生活をしています。

そんなある日のことでした。ここ数年、行き来のなかつたすぐ下の弟Aが突然友人Bを連れて訪ねて来ました。以降、頻繁に訪れるようになり、居座つてヘルパーの作った食べ物を勝手に食べてしまったり、電話をかけたり、本人の名前のつけでお酒を注文したり、次第に行動がエスカレートしていました。また、友人BがJさんを連れて、通帳と印鑑を持ち出して銀行からお金を取り出させるようなこともしばしば起こりました。

そのため、預金残高がなくなり、家賃の引き落としができなくなったり、食費がないこともあります。おかしいと思ったヘルパーが本人に聞いたことから発覚し、本事業への相談が基幹的社協の専門員になりました。

さっそく、基幹的社協の専門員が本人宅を訪問したところ、「社協に預けておいたほうが安心、ぜひお願いします。」と切実に訴えられたのですぐに契約をして支援を開始することになりました。

支援内容としては、生活支援員が週一回一時間から一時間三十分の支援として、預金の払戻の同行・代行をして、一週間分の生活費とヘルパーの買い物代を本人に渡しています。ただし、臨時に援助が必要な場合はJさんの意思を尊重して定められた訪問日以外にも支援ができるようにしていま

す。

本事業を活用したことにより、お金を取ることは無くなったのですが、相変わらず弟Aなどの訪問は続き、本人も嫌がっていたため弁護士会の高齢者・障害者支援センターに相談することになりました。相談したところ、さつそく弁護士がAさん及びBさん宛に訪問禁止の警告文を作成し、内容証明付郵便を出しました。

効果があったのか、訪ねてくることも無くなり、Jさんの生活も落ち着きがでてきました。第三者によるものであつたり、時には親族、家族によるものであつたりします。

強者と弱者の立場がはつきりしてしまい、声を出せずに虐待を受けつづけているケースがほとんどです。本人が自分で関係機関に相談することはまれであり、関係者の積極的なアプローチが重要になってしまいます。

ホームヘルパーをはじめ身近に支援を行っている人や近隣の人が日常の中できょっとした本人の変化に気付き、関係機関に適切にアプローチが求められます。

また、それぞれの関係機関だけで抱え込むのではなく、役割分担をし、インフォーマルな関わりも含めて重層的なネットワークを地